

# 志木市こども計画 別冊 (令和8年3月)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)において、新たに《乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について》定めましたので、「志木市こども計画」125 ページを次のとおり一部変更します。

## 18 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### 《事業の概要》

保育園などに通っていない0歳6か月～3歳未満の子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供し、保護者の育児の負担の軽減や孤立防止を図ります。

### 《提供体制・確保策》

令和8年度に本格実施となるため、国の動向を踏まえ、民間保育施設とともに、こども誰でも通園制度の機能を整備していきます。

単位：人口		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	21	21	20	20	19
	提供体制	24	20	20	22	24
1歳	量の見込み	11	9	8	8	7
	提供体制	29	15	15	20	21
2歳	量の見込み	10	8	9	8	8
	提供体制	14	8	8	12	14

※令和8年度より「月の一定時間」が未定のため、内閣府令で定める時間によっては修正が必要となる。

### 《乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について》

地域の教育・保育施設(保育所・認定こども園)と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、満3歳到達後における1号認定(教育認定)による幼稚園への入園を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。